

文京区スポーツ推進委員の選考に関する要綱

19文区ア第422号

平成20年3月31日区長決定

改正 平成21年4月1日 21文アス第9号

改正 平成23年11月29日 23文アス第320号

改正 平成26年10月24日 26文アス第340号

改正 平成27年9月7日 27文アス第121号

改正 令和4年4月1日 2022文アス第1号

改正 令和4年11月1日 2022文アス第259号

改正 令和5年4月20日 2023文アス第29号

(目的)

第1条 この要綱は、文京区スポーツ推進委員に関する規則（平成20年3月文京区規則第38号）に基づき、文京区スポーツ推進委員（以下「スポーツ推進委員」という。）の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(選考)

第2条 区長は、次条に規定する推薦団体から推薦を受けた者又は第4条に規定する公募によって決定した者（以下「委員候補者」という。）から選考するものとする。ただし、区長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(推薦団体)

第3条 スポーツ推進委員の推薦団体は、次のとおりとする。

- (1) 文京区体育協会加盟団体
- (2) 文京区青少年健全育成会
- (3) 文京区立小・中学校
- (4) 文京区立小・中学校PTA
- (5) 町会
- (6) 地域スポーツ団体
- (7) 大学等の教育機関
- (8) 文京区スポーツ推進委員会会長
- (9) その他区長が特に必要と認めた団体

(公募)

第4条 区長は、別に定めるところにより、委員候補者を公募し、決定することができる。

(選考基準)

第5条 区長は、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当する者（年齢が満18歳以上の者に限る。）からスポーツ推進委員を選考するものとする。

- (1) 地域・職域においてスポーツ活動又は指導を行っている者
- (2) 文京区スポーツ推進委員に関する規則第2条に規定する職務を積極的に遂行する意志と能力のある者
- (3) スポーツに関する適切な技術指導能力を有し、種目別の指導目標を設定できる者
- (4) 地域におけるサークル・グループ等自主的組織を指導・育成できる者
- (5) 行政や民間団体の開催するスポーツ行事・事業に関する企画及び運営協力できる者
- (6) 生涯スポーツの啓発及び普及のための広報活動ができる者

2 区長は、前項に規定する選考に当たっては、スポーツ推進委員の年齢及び性別に偏りが生じないように配慮するものとする。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、スポーツ推進委員の選考に関し必要な事項は、アカデミー推進部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行する。